

加古川市乳幼児発達相談指導事業実施要綱

平成 26 年 3 月 17 日
福祉部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、乳幼児に発達上問題があると疑われる場合において、心と身体の総合的な発達相談・指導を行い、疾病の進行や発達の遅れを最小限に止めることによって乳幼児の健全な発達を促すことを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この事業の対象者は、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条の規定に基づく乳幼児健康診査、電話相談及び家庭訪問等で発達上の問題があると疑われる乳幼児及びその保護者とする。

(実施方法)

第 3 条 この事業の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 医師を中心として、心理相談員や保健師等により、乳幼児の発達に関する相談及び指導を行うものとする。
- (2) 概ね月 1～2 回程度開催するものとする。

(事業内容)

第 4 条 乳幼児発達相談の内容は、問診、身体計測、発達検査、医師による診察・発達指導、育児助言、スタッフによる処遇検討とする。

(事後措置)

第 5 条 乳幼児発達相談を受けた結果、専門医等による診断治療が必要であると判断される場合は、速やかに専門医療機関等へ紹介することとする。

(秘密の保持)

第 6 条 この事業に携わる職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。（令和 2 年 3 月 27 日こども部長決定）